



### 1. 研究の背景

1984

---



---



---



---



---



---

2

### 2. 研究の目的

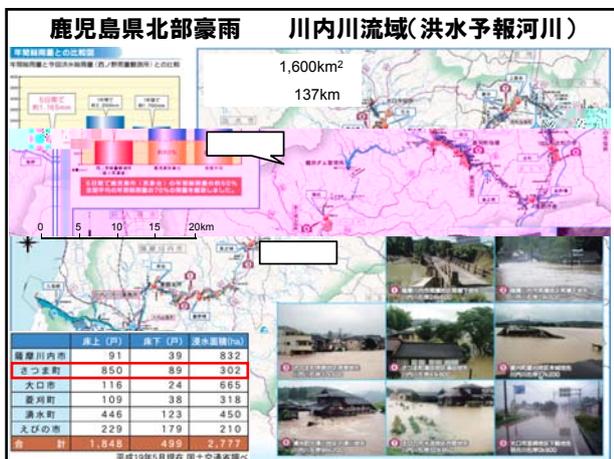
2006 7

3

### 3. 調査概要

		2008 4 15 5 20
		2008年4月14日
		2008 3 6 5 19
A		2008年6月3日
B		2008年6月3日
C		2008年6月3日

4



### 4. 過去の水害訴訟の動向

大東水害訴訟最高裁の主要な論点

2 2

→

→

→

年	月	日	判決
1975	7	12	1
1976	2	19	1
1977	5	31	1
1977	7	20	1
1978	3	31	1
1978	4	13	1
1978	4	25	1
1981	10	21	1
1981	11	5	1
1982	12	10	1
1984	1	26	1
1984	2	29	1
1984	3	23	1
1985	3	28	1
1985	5	26	1
1985	6	30	1
1986	2	18	1
1987	4	10	1
1987	6	4	1
1987	8	31	1
1987	9	30	1
1988	2	29	1
1990	2	20	1
1990	2	20	1
1990	6	22	1
1990	6	31	1
1991	4	26	1
1991	7	19	1
1992	12	17	1
1993	3	29	1
1994	1	27	1
1995	4	28	1
1996	5	31	1
2000	3	22	1
2002	5	14	1
2003	1	29	1
2003	3	26	1
2003	8	29	1
2004	5	11	1

### 5. 地域再建に向けた地域リーダーの対応実態

7

				PTA
2006 7 22				
7月23日	6			
7月24日				1
8月10日	6	A	B C	
8				
11				
2007年1月10日				
2007 3 5				
2007年8月4日				8

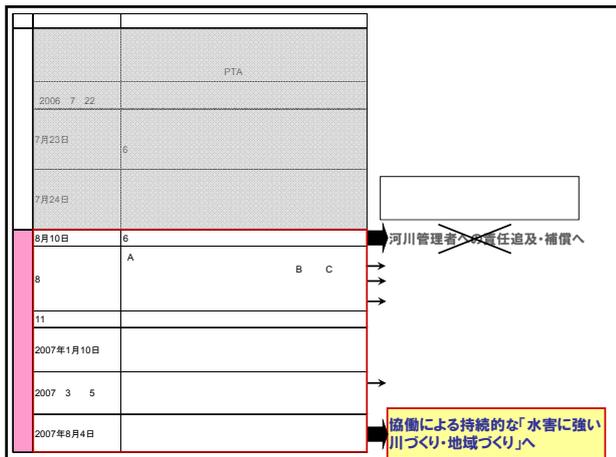
				PTA
2006 7 22				
7月23日	6			
7月24日				
8月10日	6	A	B C	河川管理者への責任追及・補償へ
8				
11				
2007年1月10日				
2007 3 5				
2007年8月4日				協働による持続的な「水害に強い川づくり・地域づくり」へ

2006 7 22				
7月23日	6			
7月24日				
8月10日	6	A	B C	河川管理者への責任追及・補償へ
8				
11				
2007年1月10日				
2007 3 5				
2007年8月4日				協働による持続的な「水害に強い川づくり・地域づくり」へ

私はすぐにB地区に行って、当時の裁判はどのような状況だったのかと尋ねました。C地区も47年には温泉街が全部流れて、当時被災者の会もできていたので、そこにも行きましたが、どこに行っても「裁判はされん方がいいですよ。今まで勝ったところはないのですから。しかも判決が出るまでに20年はかかる」と。そうしたら、われわれが生きているときには解決できないだろう。そんな後に解決しても、誰がその後を引き継いでやってくれるのか。お金もたくさん要るだろうし、誰が喜ぶ人があるのか。高齢者が多いのですから、この人たちは20年先になったら、何人生き残っているのか分からない。そういうことよりも、現状をどうするかという方が一番ではないのかなど改めて感じました。だから、被災者の皆さんには、聞いてきたことをもとに説得したのです。

2006 7 22				
7月23日	6			
7月24日				
8月10日	6	A	B C	河川管理者への責任追及・補償へ
8				
11				
2007年1月10日				
2007 3 5				
2007年8月4日				協働による持続的な「水害に強い川づくり・地域づくり」へ

一つ皆さん方に提案があります。それはまず自分の身を守ること。それを考えるべきではないでしょうか。まず自分たちに何が出来るか。何をすべきなのか。できないところを行政にお願いすべきなのです。それを自分たちは何もしないで、行政、行政と行って、あれだけの豪雨が降ったら、一生懸命にやっても彼らにも限界があります。お願いはできませんよ。聞いてもらえませんよ。だから、まず自分たちで何が出来るか。それは水害の保険をもういっぺん見直すことではないでしょうか。この金で保険の料金を支払おう。



**6. 訴訟回避に向けた地域リーダーの役割**  
 — 行政と住民をつなぐコミュニケーション・ルール —

- 議論すべき争点の限定 “補償<<災害に強い地域再建”
- 
- 
- 適切な交渉手段と相手の選定
- 
- 行政と住民の役割分担の明確化
-